

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成30年 2月 第2回訂正分)

株式会社Mマート

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年2月14日に関東財務局長に提出し、平成30年2月15日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年1月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年2月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集453,400株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し222,100株(引受人の買取引受による売出し134,000株・オーバーアロットメントによる売出し88,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年2月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成30年2月14日に決定された引受価額(1,140.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,240円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「248,191,160」を「258,619,360」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「248,191,160」を「258,619,360」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,240」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,140.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「570.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,240」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,140円~1,240円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,240円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,140.80円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,240円)と会社法上の払込金額(969円)及び平成30年2月14日に決定された引受価額(1,140.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は570.40円(増加する資本準備金の額の総額258,619,360円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,140.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成30年2月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,140.80円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき99.20円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成30年2月14日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「496,382,320」を「517,238,720」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「486,382,320」を「507,238,720」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 507,238千円については、全額運転資金に充当する予定です。

具体的には、採用費を含め、サイト構築のためのシステム開発要員の人件費、新規取引先の獲得のための営業要員の人件費に充当します。

インターネットマーケットプレイス事業運営会社である当社においては、サイトをいかに使いやすいものにするかが営業収益増大のための大きな要素であり、技術の進歩に合わせて常に更新していく必要があります。

また、架電による営業活動が新規取引先獲得の手段の大きなウェイトを占めているため、営業社員数の多寡が営業収益拡大に直結することにもつながります。

従いまして、調達資金につきましては、営業収益増加に直接関係する分野に集中して使用することに致します。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりです。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

平成31年1月期	システム開発要員増員 12,000千円、営業要員増員 12,000千円	合計 24,000千円
平成32年1月期	システム開発要員増員 10,000千円、営業要員増員 5,000千円	合計 15,000千円
平成33年1月期以降	システム開発要員増員 <u>234,119</u> 千円、営業要員増員 <u>234,119</u> 千円	合計 <u>468,238</u> 千円

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年2月14日に決定された引受価額(1,140.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,240円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「159,460,000」を「166,160,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「159,460,000」を「166,160,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,240」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,140.80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,240」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 134,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき99.20円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成30年2月14日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「104,839,000」を「109,244,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「104,839,000」を「109,244,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,240」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1株につき1,240」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の**理由により、平成30年2月14日に決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である村橋純雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、88,100株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオープン」という。)を平成30年3月22日を行使期限として貸株人より付与**されております。**また、主幹事会社は、平成30年2月23日から平成30年3月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成30年2月 第1回訂正分)

株式会社Mマート

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年2月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年1月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集453,400株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成30年2月2日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し222,100株(引受人の買取引受による売出し134,000株・オーバーアロットメントによる売出し88,100株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」、「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2 【募集の方法】

平成30年2月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年2月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(969円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「458,614,100」を「439,344,600」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「458,614,100」を「439,344,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,140円~1,240円)の平均価格(1,190円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は539,546,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「969」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,140円以上1,240円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年2月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(969円)及び平成30年2月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(969円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社365,400、大和証券株式会社17,600、S M B C日興証券株式会社17,600、岡三証券株式会社17,600、マネックス証券株式会社17,600、株式会社S B I証券17,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年2月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,140円~1,240円)の平均価格(1,190円)を基礎として算出した見込額であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,140円~1,240円)の平均価格(1,190円)で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄外注記の訂正>

- (注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,140円~1,240円)の平均価格(1,190円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である村橋純雄、売出人である合同会社エムホールディングス、宇井裕希乃、九谷田登志恵、並びに当社株主である村橋伸繁、村橋勝子、相地朱美は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成30年5月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及び、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することを除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

(削除)

第二部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.m-mart.co.jp/
--------	---

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年1月



株式会社Mマート

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式 458,614 千円（見込額）の募集及び株式 159,460 千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式 104,839 千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第 5 条により有価証券届出書を平成 30 年 1 月 19 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社Mマート

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

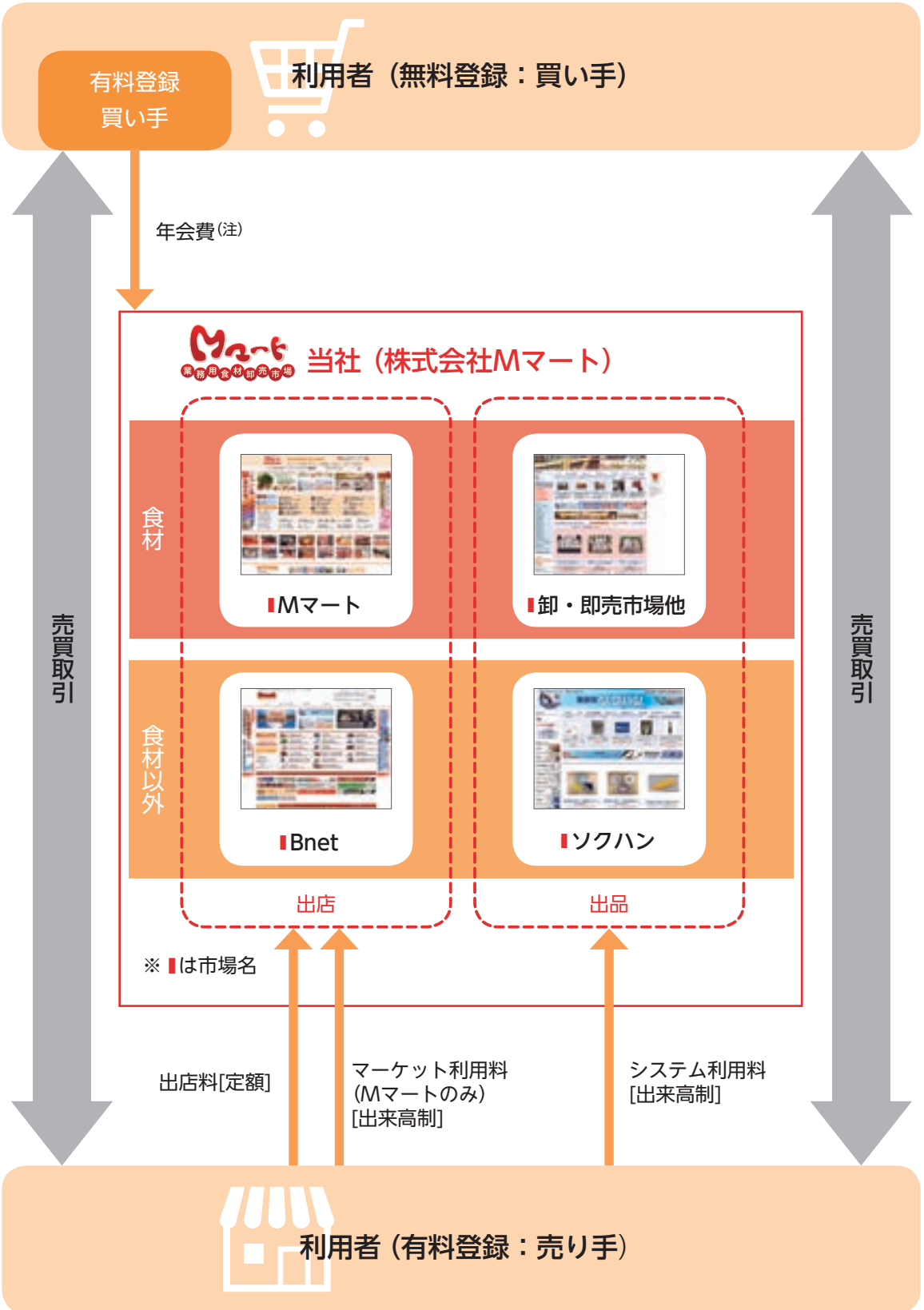
本ページ及びこれに続く写真・図表等は当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

1 事業の概況

当社の事業は、飲食業界、宿泊業界、中食業界等を買手としたインターネットのオープンマーケットで、卸販売の無人化を目指すことを基本としたインターネットマーケットプレイス事業を展開しております。当社はオープンマーケットを通じて、大手企業から中小企業まで、業者間取引のあらゆる要望に対応できる市場の提供と生産性が低いと言われている流通業界の効率化を図ることを目的に平成12年2月に設立されました。



● 事業系統図



(注) プレミアム会員：より格安な商品が掲載されている会員限定のプレミアムコーナーが利用出来ます。

2 事業の内容

主な収益源は、出店企業からの定額の出店料と出来高制のマーケット利用料あるいは出品企業からの出来高制のシステム利用料ですが、B2B事業（※）のため、売り手、買い手ともに企業が対象となっております。

※B2B事業とは、一般的に企業間取引を指しますが、当社が仲立ちとなって売り手企業と買い手企業を結び付けるビジネスモデルを意味しておりBusiness（売り手）to Business（買い手）を表しています。



3 事業の沿革

年月	概要
平成12年2月	東京都新宿区西新宿にインターネットを利用した情報通信システムの制作、運営及びコンサルティング業務を目的とした、有限会社エムマートを設立
平成14年7月	株式会社エムマートへ組織変更
平成15年3月	厨房機器、食器等の業務用卸サイト（Bnet）を開設
平成20年1月	食材アウトレット市場（現「卸・即売市場」）を開設
平成21年3月	Bnetアウトレット市場（現「ソクハン」）を開設
平成28年7月	原則50kg以上の商品販売のみに限定したサイト「大口一括コーナー」を開設
平成28年8月	農業生産者から新鮮野菜を直送するサイト「アサトレ」を開設
平成28年8月	株式会社Mマートへ商号変更
平成29年4月	規格外のお米（中米）のオークションサイト「チューオーク」を開設
平成29年8月	500kgから10tまでの大量販売が可能なサイト「蔵前渡し」を開設

4 事業の特徴

当社サイトへの出店、出品については、企業側が自由に選択することが可能です（出店のみ、出品のみ、あるいは両方）。いずれの場合も、当社はあくまでもマーケットプレイスの運営会社であり、売買取引は売り手企業と買い手企業間で成立することになります。

出店

出店企業は、毎月定額の出店料を当社へ支払って商品を掲載し、マーケット利用料（「Mマーケット」のみ）を出来高に応じて当社へ支払います。

食材を扱う市場を「Mマーケット」、それ以外を「Bnet」として区別しております。

売り手である出店企業にとっては、当社サイトへの出店により、人件費を含む販管費削減が可能となる点や、当社サイトに商品が24時間掲載されることによる広告宣伝効果、新規顧客開拓による販路拡大が可能となる等の利点があります。一方、買い手企業側にとっても、安価な商品を仕入れることができる、必要な商品を必要な時に仕入れることが可能となる点や、豊富な商品群から効率的に選択が可能となる等の利点があります。

Mマーケット

売り手企業には、当社に対して出店申込を行っていただけます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい畜産、水産、農産品等の食材商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることとなります。

当社を介さずに、直接取引することも可能なサイトであり、販路拡大に効果的なサービスを提供しております。

売り手企業には、出品数に応じた毎月定額の出店料及び当社を介して取引した際に限り、売買代金に一定の率を乗じたマーケット利用料を負担いただいております。



Mマーケット ホームページ

Bnet

売り手企業には、当社に対して出店申込を行っていただけます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい食器、厨房機器等の各種商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることとなります。

当社を介さずに、直接取引することも可能な点はMマーケットと同様であります。

売り手企業には、出品数に応じた毎月定額の出店料を負担いただいております。



Bnet ホームページ

出品

売り手である出品企業は、出品した商品の売上に応じたシステム利用料を当社へ支払うこととなります。

食材を扱う市場を「卸・即売市場他」(「大口一括コーナー」「アサトレ」「チューオーク」「蔵前渡し」等を含む)、それ以外を「ソクハン」として区別しております。

当社サイトにおける過去の売買データ等を参考にすることで出品企業が商品を通常の卸売価格より安価に販売することが可能であり、商品の廃棄ロスを低減することが可能です。また、買い手企業側にとっても、仕入価格を安価に抑えることによって利益を増大させることが可能となる等の利点があります。

卸・即売市場他

売り手企業には、当社に対して出品申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい畜産、水産、農産品等の食材商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることとなります。

直接取引することは禁止しておりますが、在庫処分等の理由で利用されることも多く、多くの取引先にご利用いただいております。

売り手企業には、定額料金は発生せず、売買代金に一定の率を乗じたシステム利用料のみを負担いただいております。完全出来高払いの料金体系となっております。



卸・即売市場 ホームページ



チューオーク ホームページ 中米オークション ホームページ

ソクハン

売り手企業には、当社に対して出品申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい食器、厨房機器等の商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることとなります。

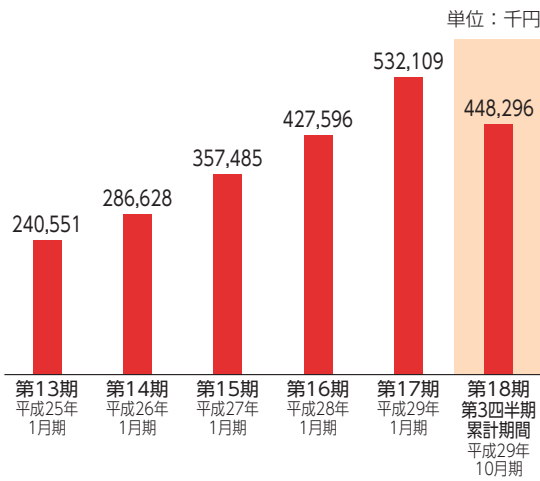
直接取引することは禁止しております点は卸・即売等と同様であります。

売り手企業には、定額料金は発生せず、売買代金に一定の率を乗じたシステム利用料のみを負担いただく完全出来高払いの料金体系も卸・即売等と同様であります。

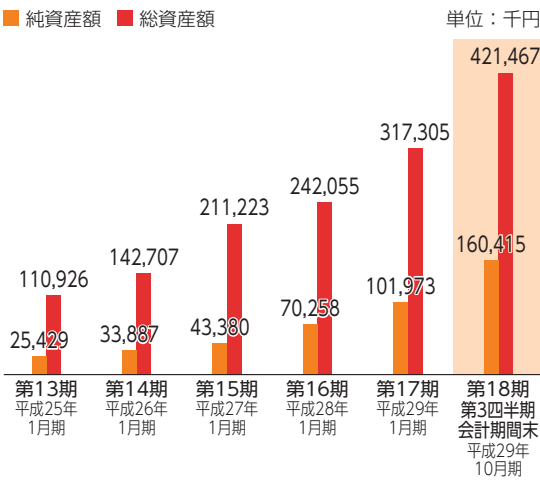


ソクハン ホームページ

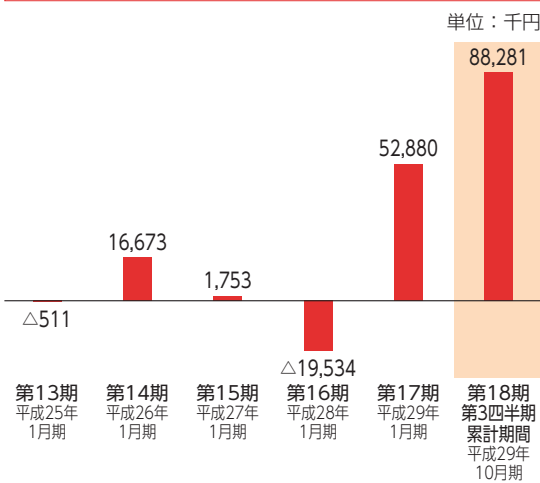
■ 営業収益



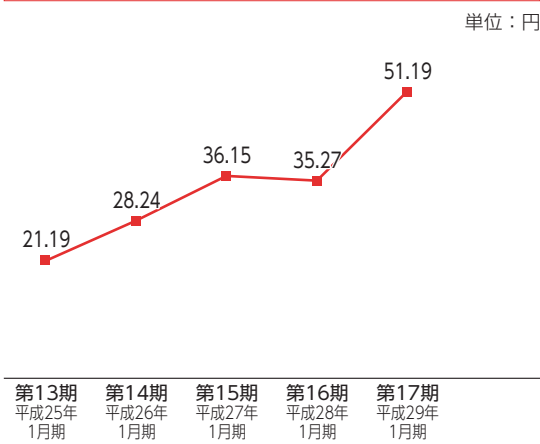
■ 純資産額・総資産額



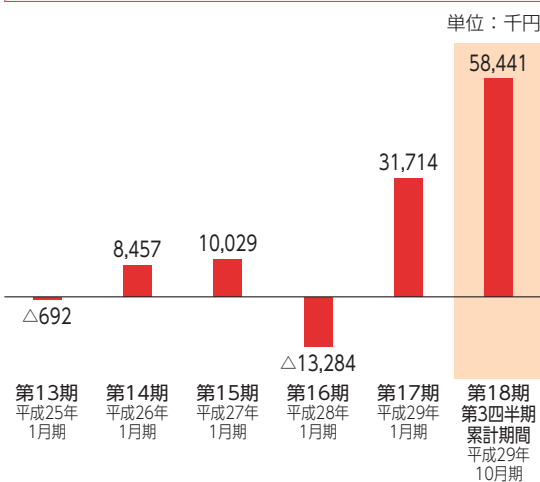
■ 経常利益又は経常損失 (△)



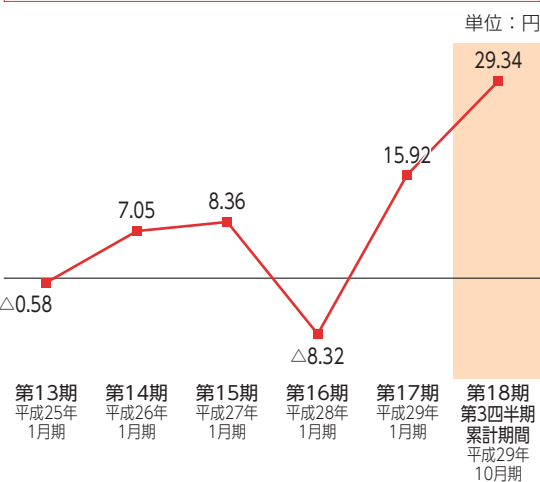
■ 1株当たり純資産額



■ 当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



■ 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこないましたが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等】	21
4 【事業等のリスク】	23
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	26
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28

第4	【提出会社の状況】	29
1	【株式等の状況】	29
2	【自己株式の取得等の状況】	31
3	【配当政策】	31
4	【株価の推移】	31
5	【役員状況】	32
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5	【経理の状況】	40
1	【財務諸表等】	41
第6	【提出会社の株式事務の概要】	69
第7	【提出会社の参考情報】	70
1	【提出会社の親会社等の情報】	70
2	【その他の参考情報】	70
第四部	【株式公開情報】	71
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	71
第2	【第三者割当等の概況】	72
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	72
2	【取得者の概況】	73
3	【取得者の株式等の移動状況】	73
第3	【株主の状況】	74
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月19日
【会社名】	株式会社Mマー
【英訳名】	M - mart Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村橋 純雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03-6811-0124(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 堀 幹千代
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	03-6811-0124(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 堀 幹千代
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 458,614,100円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 159,460,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 104,839,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	453,400(注)2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、 当社の標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成30年1月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年2月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年2月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年2月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	453,400	458,614,100	248,191,160
計(総発行株式)	453,400	458,614,100	248,191,160

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年1月19日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,190円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は539,546,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年2月15日(木) 至 平成30年2月20日(火)	未定 (注) 4.	平成30年2月22日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年2月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年2月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年2月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年2月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年1月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年2月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年2月23日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年2月6日から平成30年2月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによります。 引受人は新株式払込金として、平成30年2月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	453,400	—

- (注) 1. 平成30年2月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年2月14日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
496,382,320	10,000,000	486,382,320

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,190円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額 486,382千円については、全額運転資金に充当する予定です。

具体的には、採用費を含め、サイト構築のためのシステム開発要員の人件費、新規取引先の獲得のための営業要員の人件費に充当します。

インターネットマーケットプレイス事業運営会社である当社においては、サイトをいかに使いやすいものにするかが営業収益増大のための大きな要素であり、技術の進歩に合わせて常に更新していく必要があります。

また、架電による営業活動が新規取引先獲得の手段の大きなウェイトを占めているため、営業社員数の多寡が営業収益拡大に直結することにもつながります。

従いまして、調達資金につきましては、営業収益増加に直接関係する分野に集中して使用することに致します。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりです。具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

平成31年1月期	システム開発要員増員 12,000千円、営業要員増員 12,000千円	合計 24,000千円
平成32年1月期	システム開発要員増員 10,000千円、営業要員増員 5,000千円	合計 15,000千円
平成33年1月期以降	システム開発要員増員223,691千円、営業要員増員223,691千円	合計447,382千円

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年2月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	134,000	東京都新宿区 宇井 裕希乃 56,000株 東京都新宿区 村橋 純雄 40,000株 東京都新宿区 九谷田 登志恵 20,000株 東京都新宿区西新宿七丁目7番19-1805号 合同会社エムホールディングス 18,000株
計(総売出株式)	—	134,000	159,460,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,190円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 2月15日(木) 至 平成30年 2月20日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年2月14日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し	—		
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	88,100	104,839,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 88,100株
計(総売出株式)	—	88,100	104,839,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,190円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 2月15日(木) 至 平成30年 2月20日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株式会社の本店並びに全国各支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である村橋純雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、88,100株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を平成30年3月22日行使期限として貸株人より付与される予定であります。また、主幹事会社は、平成30年2月23日から平成30年3月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である村橋純雄、売出人である合同会社エムホールディングス、宇井裕希乃、九谷田登志恵、並びに当社株主である村橋伸繁、村橋勝子、相地朱美は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の平成30年5月23日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及び、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することを除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年 1 月	平成26年 1 月	平成27年 1 月	平成28年 1 月	平成29年 1 月
営業収益 (千円)	240,551	286,628	357,485	427,596	532,109
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△511	16,673	1,753	△19,534	52,880
当期純利益又は当期 純損失(△) (千円)	△692	8,457	10,029	△13,284	31,714
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	60,000	60,000
発行済株式総数 (株)	400	400	400	664	996,000
純資産額 (千円)	25,429	33,887	43,380	70,258	101,973
総資産額 (千円)	110,926	142,707	211,223	242,055	317,305
1株当たり純資産額 (円)	63,574.11	84,717.65	108,451.20	35.27	51.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失 金額(△) (円)	△1,731.29	21,143.54	25,073.83	△8.32	15.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.9	23.8	20.5	29.0	32.1
自己資本利益率 (%)	—	28.5	26.0	—	36.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,631	95,261
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	6,355	△30,600
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	17,162	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	30,961	95,622
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	18 〔12〕	27 〔8〕	30 〔12〕	35 〔17〕	41 〔12〕

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第13期及び第16期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第13期、第14期及び第15期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第16期及び第17期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
 なお、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また当該各数値については、金融商品取引法第193の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
10. 当社は平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第13期、第14期及び第15期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
1株当たり純資産額 (円)	21.19	28.24	36.15	35.27	51.19
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△0.58	7.05	8.36	△8.32	15.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成12年2月	創業者村橋純雄は飲食業を経営していた経験から、多くの同業者が仕入先の確保に苦勞している状況を解消する目的で、B to Bの業務用食材卸サイト(Mマーケット)の立ち上げを決意 東京都新宿区西新宿にインターネットを利用した情報通信システムの制作、運営及びコンサルティング業務を目的とした、有限会社エムマーケット(資本金3,000千円)を設立
平成12年9月	資本金6,000千円に増資
平成14年7月	資本金10,000千円に増資し、株式会社へ組織変更
平成15年3月	厨房機器、食器等の業務用卸サイト(Bnet)を開設
平成20年1月	食材の処分品のサイト、食材アウトレット市場(現「卸・即売市場」)を開設
平成21年3月	厨房機器、食器等の処分品のサイト、Bnetアウトレット市場(現「ソクハン」)を開設
平成22年3月	資本金20,000千円に増資
平成22年4月	本社移転(東京都新宿区西新宿)
平成27年4月	資本金40,000千円に増資
平成27年11月	資本金60,000千円に増資
平成28年7月	原則50kg以上の商品販売のみに限定したサイト「大口一括コーナー」を開設
平成28年8月	農業生産者から新鮮野菜を直送するサイト「アサトレ」を開設
平成28年8月	株式会社エムマーケットから株式会社Mマーケットへ商号変更
平成29年4月	規格外のお米(中米)のオークションサイト「チューオーク」を開設
平成29年8月	500kgから10tまでの大量販売が可能なサイト「蔵前渡し」を開設

3 【事業の内容】

当社の事業は、創業時より、飲食業界、宿泊業界、中食業界等を買手としたインターネットのオープンマーケットで、卸販売の無人化を目指すことを基本としたインターネットマーケットプレイス事業を展開しております。当社はオープンマーケットを通じて、大手企業から中小企業まで、業者間取引のあらゆる要望に対応できる市場、システムの提供と生産性が低いと言われている流通業界の効率化を図ることを目的に平成12年2月に設立されました。

主な収益源は、出店企業からの定額の出店料と出来高制のマーケット利用料あるいは出品企業からの出来高制のシステム利用料ですが、B2B事業(※)のため、売り手、買手ともに企業が対象となっております。

出店：出店企業は、毎月定額の出店料を当社へ支払って商品を掲載し、マーケット利用料(「Mマート」のみ)を出来高に応じて当社へ支払います。

食材を扱う市場を「Mマート」、それ以外を「Bnet」として区別しております。

売り手である出店企業にとっては、当社サイトへの出店により、実店舗での人件費を含む販管費削減が可能となる点や、当社サイトに商品が24時間掲載されることによる広告宣伝効果、新規顧客開拓による販路拡大が可能となる等の利点があります。一方、買手企業側にとっても、安価な商品を仕入れることができる、必要な商品を必要な時に仕入れることが可能となる点や、豊富な商品群から効率的に選択が可能となる等の利点があります。

出品：売り手である出品企業は、出品した商品の売上に応じたシステム利用料を当社へ支払うことになります。

食材を扱う市場を「卸・卸売市場他」(「大口一括コーナー」「アサトレ」「チューオーク」「蔵前渡し」等を含む)、それ以外を「ソクハン」として区別しております。

当社サイトにおける過去の売買データ等を参考にすることで出品企業が商品を通常の卸売価格より安価に販売することが可能であり、商品の廃棄ロスを低減することが可能です。また、買手企業側にとっても、仕入価格を安価に抑えることによって利益を増大させることが可能となる等の利点があります。

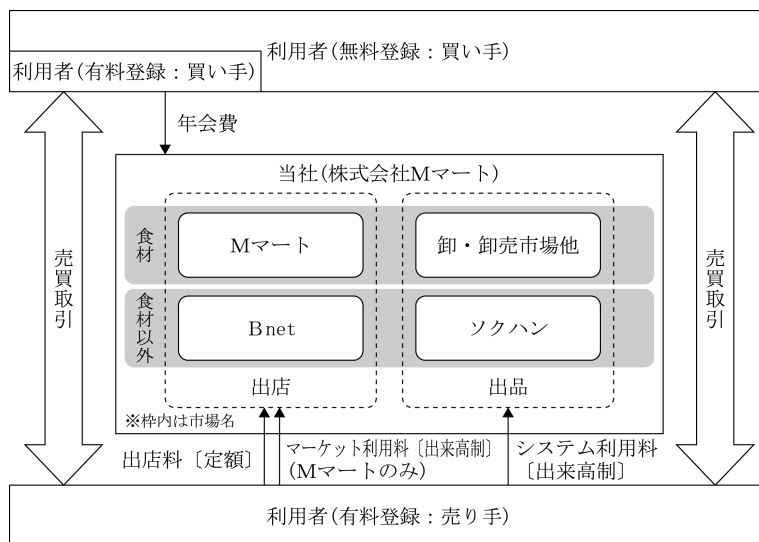
買手：買手企業は原則として無料でご利用いただけます。

年会費を支払いプレミアム会員になりますと、より格安な商品が掲載されている会員限定のプレミアムコーナーを利用することができます。

当社サイトへの出店、出品については、企業側が自由に選択することが可能です(出店のみ、出品のみ、あるいは両方)。いずれの場合も、当社はあくまでもマーケットプレイスの運営会社であり、売買取引は売り手企業と買手企業間で成立することになります。

※B2B事業とは、一般的に企業間取引を指しますが、当社が仲立ちとなって売り手企業と買手企業を結び付けるビジネスモデルを意味しておりBusiness(売り手) to Business(買手)を表しています。

〔事業系統図〕



Mマーケット

売り手企業には、当社に対して出店申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい畜産、水産、農産品等の食材商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることになります。当社を介さずに、直接取引することも可能なサイトであり、販路拡大に効果的なサービスを提供しております。売り手企業には、出品数に応じた毎月定額の出店料及び当社を介して取引した際に限り、売買代金に一定の率を乗じたマーケット利用料を負担いただいております。

Bnet

売り手企業には、当社に対して出店申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい食器、厨房機器等の各種商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることになります。当社を介さずに、直接取引することも可能な点はMマーケットと同様であります。売り手企業には、出品数に応じた毎月定額の出店料を負担いただいております。

卸・卸売市場他

売り手企業には、当社に対して出品申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい畜産、水産、農産品等の食材商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることになります。直接取引することは禁止しておりますが、在庫処分等の理由で利用されることも多く、多くの取引先にご利用いただいております。売り手企業には、定額料金は発生せず、売買代金に一定の率を乗じたシステム利用料のみを負担いただいております。完全出来高払いの料金体系となっております。

ソクハン

売り手企業には、当社に対して出品申込を行っていただきます。当社所定の手続きを経たのちに、販売したい食器、厨房機器等の商品が当社インターネットサイトに掲載され、購入を希望する買い手企業からの注文を受けることになります。直接取引することは禁止しております点は、卸・即売等と同様であります。売り手企業には、定額料金は発生せず、売買代金に一定の率を乗じたシステム利用料のみを負担いただく完全出来高払いの料金体系も卸・即売等と同様であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
32 [10]	46歳 1ヶ月	3年 7ヶ月	3,713

- (注) 1. 従業員数は正社員数であり、契約社員等臨時従業員数は〔 〕外数表記しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、インターネットマーケットプレイス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第17期事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当事業年度における我が国の経済は、特に製造業における輸出の持ち直しや円安の効果もあって、総じて好調でありましたが、個人消費の回復テンポが弱含みに推移していること、また米国の新政権の通商、為替政策が不透明であることや欧州の重要選挙の状況も混沌としていることから、先行きに対する懸念が払拭しきれておりません。

一方、当EC業界を取り巻く事業環境は、スマートフォンやタブレット端末の普及を背景に、近年右肩上がりの成長を遂げており、こうした傾向は今後も堅調に推移していくものと思われます。しかしながら、新規参入企業や新サービスの導入といった動きも、これまで以上に多く出現しており、同業他社との熾烈な競争は今後も続くことが予想されます。

こうした中であって当社は、他社サイトと比べて取扱品数を多くし、かつ安価な価格帯の商品を多く掲載することにより差別化を図る戦略が功を奏し、当事業年度末における出店数はMマート751店(対前年同月比210店増)、Bnet282店(対前年同月比54店増)、総流通高は4,728百万円(対前年同月比769百万円増)、買い手会員数は95千件(対前年同月比14千件増)となりました。

この結果、営業収益、利益ともに昨年を上回り、営業収益は532,109千円(前期比24.4%増)、営業利益は52,788千円(前期は営業損失19,719千円)、経常利益は52,880千円(前期は経常損失19,534千円)、当期純利益31,714千円(前期は当期純損失13,284千円)となりました。

なお、セグメントの業績は、セグメント情報を記載していないため省略しております。

第18期第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

当第3四半期累計期間における我が国経済は、製造業においては世界経済の回復を背景とした輸出・生産の堅調な推移を受け、景況感の改善が見込まれ、非製造業においても、好調なインバウンド消費や、大都市の再開発需要等が下支えになったものの、8月の長雨が一部夏物商品やレジャー消費に悪影響を与えた面もありました。

先行きについては、米政権運営の不透明感は引き続き強いうえ、北朝鮮情勢や中国の景気減速に対する懸念もあり、総じて悪化することが予想されております。

当社が事業を展開しております国内のBtoB(企業間電子商取引)市場は、2016年のインターネットによる企業間電子商取引が前年比1.2%増の204兆円、電子商取引の割合であるEC化率が前年比0.6ポイント増の19.8%と、着実に拡大しております。(出典：経済産業省「平成28年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)報告書」)一方、配送業者の大幅な値上げ等の影響により、一時出店および出品企業の萎縮が見られましたが、現時点では流通における混乱も収束してきていると見ております。

このような環境下であって、当社は当第3四半期累計期間におきまして、新たな市場を開拓するため、規格外のお米(中米)を取扱うオークション形式のサイト「チューオーク」を立ち上げました。当サイトは、業務用米を安価で仕入れることができるという買い手企業にとっての利点だけでなく、できる限り高く売ることができるため売り手企業(生産者)からも高く評価されております。

当第3四半期末の出店数はMマート748店(対前年同月比40店増)、Bnet255店(対前年同月比9店減)、総流通高は、3,928百万円(対前年同月比537百万円増)、買い手会員数は105千件(対前年同月比13千件増)となりました。

その結果、当第3四半期累計期間の営業収益は448,296千円、営業利益は88,523千円、経常利益は88,281千円、四半期純利益58,441千円となりました。

なお、当社はインターネットマーケットプレイス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は95,622千円と、前事業年度末に比べ64,660千円増加しました。
当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況及び変動要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは95,261千円の収入となりました(前事業年度は15,631千円の支出)。主として、税引前当期純利益50,880千円、前受金の増加額28,894千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは30,600千円の支出となりました(前事業年度は6,355千円の収入)。これは、定期預金の預入による支出30,002千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、ありませんでした(前事業年度は17,162千円の収入)。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第17期事業年度及び第18期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	第17期事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		第18期第3四半期 累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
インターネットマーケットプレイス事業	532,109	124.4	448,296
合計	532,109	124.4	448,296

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等】

当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、われわれの目標を達成するために対処すべき課題は以下のとおりです。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在にて当社が判断したものです。

(1) 今後の経営環境の見通し

インターネットを利用した電子商取引は、今後ますます拡大する傾向にあり、その取扱高も成長していくことが予想されます。

しかしながら、当業界への新規参入が増えることにもつながることになり、今まで以上に競争が激化することと想定しております。こうした経営環境を踏まえ、当社は持続的な成長の実現と収益基盤強化のための課題について重点的に取り組んでまいります。

(2) 会社の経営の基本方針

当社の経営成績に関する重要な影響として、インターネット技術の進歩が考えられます。競業他社が画期的な技術を駆使したビジネスモデルをもって当業界に進出してきた場合などの問題に対し、対策を講じる必要があると考えております。

従いまして、システム要員として常に優秀な人材の確保とインターネット技術の動向を絶えず把握することが欠かせません。具体的には、システム技術部の陣容を拡大させるとともに、セキュリティを含め実績のあるインターネット事業者との取引を行なうことにより、最新の技術情報の把握に努めてまいります。

また、今後ターゲットとする市場については、あくまでもB to Bとしての既存分野を想定しており、新たなサイトを開設する場合でも、出店または出品といった既存サイトの拡張及び細分化を前提に、既存顧客をベースに新たな顧客を生み出しながら、最大利益を追求する方針であります。

(3) 会社の対処すべき課題

① 競争力の強化

当社は現在のところ多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しております。しかしながら、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客(売り手企業、買い手企業)を取り巻く環境は絶えず進化しております。その中において、競争力を強化するためには、顧客(売り手企業、買い手企業)の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。売り手企業、買い手企業の双方が直面する課題に精通し、IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

② 技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③ 財務体質の強化

当社は、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化するという、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④ 人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、技術を含め事業全体において主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く、専門化していく中で、営業、内部監査、デジタルマーケティング、経理財務、法務、ビッグデータ処理分析等、専門的かつ正確なデータ知識と学ぶ力をもった人材を確保し、育成することを重視しております。

4 【事業等のリスク】

以下については、当社が事業を運営するにあたりリスク要因となる可能性があるものを記載しております。また、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社としては必ずしも特に重要なリスクと考えていないものも記載しております。

当社としては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。投資判断につきましては本項記載以外のものも含めて慎重に検討していただきたいと思います。

また、これらのリスク項目は、提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在にて当社が判断したものであります。

(1) 業界の動向に関するリスク

① 市場規模について

電子商取引全体の市場は、インターネットの普及により年々拡大をしております。こうした傾向は、今後、しばらくは継続するものと認識しておりますが、インターネットへの法的規制が強化され、その利用が制限された場合、市場の伸びが鈍化または縮小することがあります。この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② マーケットプレイス事業について

当社は、インターネットを駆使して取引の場を提供するサービス事業を展開しております。

電子商取引全体の市場は、今後も安定して拡大するものと思料しますが、出店または出品いただいている取引先各社が、今後、独自にサイトを立ち上げる等、当社を介さず、直接取引を実施する可能性があります。当社は、買い手会員を増やし、売買の機会を増やすことで、サービスの充実を図っておりますが、出店社数、出品数、売買成約数等が計画どおりに推移しない場合、あるいは減少した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

当社は、インターネットを駆使して売り手企業と買い手企業に、売買の場を提供するサイト運営会社であります。多くの企業が既に当分野に進出しております。当社としては、取引先数、取引品目、価格等において他社との違いを打ち出し、差別化を図っておりますが、今後、画期的なサービスを提供する新たな事業会社の参入、あるいは競合他社の動向によっては、売り手企業及び買い手企業が減少することで、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会インフラ及び他社製品・サービスに関するリスク

当社が運営するサービスは、電力やインターネット回線等の社会インフラや商品の配送、代金回収等の他社製品、サービスに依存しております。安定的なサービスを受けることができるよう他社との良好な関係を築いておりますが、サービスの仕様変更や料金変動が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスク

① セキュリティに関するリスク

当社のサービスは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークを通じて提供されており、システム全体にセキュリティ対策が施されております。しかしながら、IT関連の技術革新により、不正アクセス等の行為を完全に排除することはできません。第三者からの攻撃によるシステム障害、情報漏えい等の問題が発生した場合、業務停止等の事態が生じることになり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② システム障害に関するリスク

当社のシステムは、サーバーを分散し、定期的にデータのバックアップを保管する等の対策を講じており、システム上のトラブルが発生しても日常の業務に影響が起これないような対策を講じておりますが、故意、過失に関わらず、大規模なシステム障害等の事故が発生した場合、業務停止等の事態が生じることになり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術開発ならびに設備投資に関するリスク

当社は、利用者の要望に応えるべく様々な新サービスの提供を行っております。しかし、新サービスの提供にいたるまでには、相当の技術開発ならびに設備投資費用と準備期間を要することも想定されることから、不測の事態が発生し計画どおりに進捗できない場合、投下資本を回収できない場合など、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 特定人物への依存に関するリスク

当社の創業者であり、代表取締役社長である村橋純雄は、当社の経営方針や戦略の決定等、事業活動上重要な役割を担っております。同氏に対し、事業運営及び業務執行において過度に依存しないよう経営組織の強化、権限の委譲等により経営リスクの軽減を図るとともに各分野での採用及び人材育成による強化を図っておりますが、不測の事態により、同氏が職務を執行できなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成に関するリスク

当社の事業運営上、特に、高度な専門的知識を有する優秀なシステム開発要員を安定的に確保する必要があります。当社では、必要な技術の習得や開発ノウハウを蓄積する等、適宜対応しております。また、システム開発要員に限らず、事業拡大に応じて必要な人材の確保及び育成を図っていく方針であります。当社が必要とする時期に必要な人材を十分に確保できなかった場合、または責任ある立場の社員が予期せず退職した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等に関するリスク

当社が事業展開しているマーケットプレイス型サービスは、取引の場所を提供することに特化しているため、売買契約の当事者は、あくまでも売り手企業、買い手企業となっております。

そのため、商品の品質等に何らかのトラブルが生じた場合は、当事者間での解決が基本となっておりますが、取引の場所を提供するものとして、当社が責任を問われることになった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産に関するリスク

現在当社は、事業運営にあたりいかなるロイヤリティ、特許使用料等も支払っておりませんが、今後、当社の事業分野において第三者の特許が成立した場合や、当社の事業分野において当社が認識していない特許等が現在成立している場合、当該第三者より当該特許に関する対価(ロイヤリティ)の支払い請求、または損害賠償及び使用差止などの訴えを起こされる可能性があります。このような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 風評に関するリスク

① ブランド毀損リスク

当社は、売り手企業及び買い手企業について、事業者(法人および個人事業者)に限定しており、さらに出店申込時に審査を行い、出品された商品についてもマニュアル等に基づいて商品表示等が、適正に行なわれているかについて一定の確認を行っておりますが、売り手企業と買い手企業のトラブルにより、当社のブランドイメージが悪化することがあります。この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② レピュテーションリスク

当社を対象として、様々な情報が流れることがあります。この情報については必ずしも事実に基づいていないものがありますが、真偽はともかく、ステークホルダーを含む第三者の行動に結びつく可能性があります。この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制等に関するリスク

今後、法律、規則等が新規に施行された場合、または想定外の事態の発生により何かしらの法令に抵触した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事務手続きに関するリスク

当社は、業務手続きにおいて各種社内システムを活用し、正確かつ効率的な取組みを実施しておりますが、一部、人的対応によるところがあります。ダブルチェック体制をとるなどの措置を講じておりますが、作業ミスによりシステムが誤作動を起こすこともあり、その場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 内部統制に関するリスク

今後、内部統制制度の欠陥や運用上の認識不足等により財務報告に重大な誤謬が発見された場合、信用が失墜し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、各種感染症の拡大等が発生した場合、当社の事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、大規模な自然災害が発生した場合には正常な事業運営が行えなくなる可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、今後しばらくの間は、財務体質の強化と企業規模を拡大し、更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行うことが、将来、株主に対してより多くの利益還元につながると考えております。今後、当社の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する配当を実施していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) その他の契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ソニーペイメント株式会社	東京都港区	業務提携契約書	平成27年6月17日	平成27年6月17日～平成28年6月16日 (以降1年更新)	クレジットカード決済の収納代行サービス
佐川フィナンシャル株式会社	東京都江東区	WEBカード決済システム利用規約	平成28年6月30日	平成28年6月30日～平成29年6月29日 (以降1年更新)	クレジットカード決済の収納代行サービス
ヤマトフィナンシャル株式会社	東京都中央区	商品代金委託規約	平成19年11月28日	平成19年11月28日付決済サービス利用開始	代金引換決済の収納代行サービス
京セラコミュニケーションシステム株式会社	京都府京都市下京区	データセンターサービス基本契約書	平成15年5月1日	平成15年5月1日～平成17年4月30日 (以降1年更新)	サーバー委託管理
エヌ・ティ・ティコムウェア株式会社	北海道札幌市中央区	グリーンボックスサービス契約申込書	平成13年8月2日	平成13年8月2日～平成14年8月1日 (以降1年更新)	サーバー委託管理

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表を作成するにあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(3) 財政状態の分析

第17期事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(資産の部)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ75,249千円増加し317,305千円となりました。流動資産は、営業収益が伸びたため主に現金及び預金及び営業未収入金が増加したことにより、248,526千円と前事業年度末比79,086千円増加しました。

固定資産は、主に減価償却費の計上により、68,779千円と前事業年度末比3,836千円減少しました。

(負債の部)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ43,535千円増加し215,331千円となりました。流動負債は、当社での市場取引が拡大し代金回収金額等が増加したことから、主に前受金及び営業未払金が増加したことにより、215,331千円と前事業年度末比43,535千円増加しました。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末比31,714千円増加し101,973千円となりました。これは、利益剰余金の増加によるものであります。

第18期第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

(資産の部)

当第3四半期会計期間末の総資産は421,467千円となり、前事業年度末に比べ104,161千円の増加となりました。これは営業収益が伸びたことにより、主に現金及び預金が増加したことによるものです。

(負債の部)

負債につきましては、261,052千円となり、前事業年度末に比べ45,720千円増加しました。これは主に預り金の増加29,331千円と未払法人税等26,939千円の増加によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては、160,415千円となり、前事業年度末に比べ58,441千円増加しました。これは利益剰余金の増加58,441千円があったことによるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第17期事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当事業年度において主要な設備の異動はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第18期第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

当第3四半期累計期間において主要な設備の異動はありません。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は単一のセグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

平成29年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	本社機能	2,658	2,735	5,394	45

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社事務所を賃借しております。年間賃借料は66,140千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年12月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

(注) 発行可能株式総数は、平成29年3月15日開催の取締役会により、平成29年3月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、4,500,000株増加しており、平成29年6月15日付臨時株主総会の決議に基づく、同日付けの定款変更により2,000,000株減少しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,992,000	非上場	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない、当社の標準と なる株式であります。
計	1,992,000	—	—

(注) 1. 平成29年1月4日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。
2. 平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
これにより発行済株式総数は、1,991,336株増加し、1,992,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年4月22日 (注1)	132	532	20,000	40,000	81	2,081
平成27年11月12日 (注2)	132	664	20,000	60,000	81	2,162
平成29年1月4日 (注3)	995,336	996,000	—	60,000	—	2,162
平成29年3月31日 (注4)	996,000	1,992,000	—	60,000	—	2,162

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格 152,132円 資本組入額 20,000千円 割当先 村橋 純雄 132株
2. 有償第三者割当 発行価格 152,132円 資本組入額 20,000千円 割当先 村橋 純雄 132株
3. 平成28年12月15日開催の取締役会決議において、平成29年1月4日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。
4. 平成29年3月15日開催の取締役会決議において、平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数(単元)	—	—	—	3,980	—	—	15,940	19,920	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	20.00	—	—	80.00	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,992,000	19,920	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,992,000	—	—
総株主の議決権	—	19,920	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立から財務体質の強化及び競争力の確保を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に充当していくことにより、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから、当社は創業以来、配当を実施しておらず、今後しばらくの間は、財務体質の強化と企業規模を拡大し、更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行ってまいります。

将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。また、配当決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	村橋 純雄	昭和11年5月4日	昭和29年2月 昭和34年7月 昭和55年4月 平成5年4月 平成12年2月 別府市観光喫茶 田園入社 バッキンガム入社 支配人 丸和実業株式会社設立 取締役 有限会社まつ里設立 取締役 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	1,272,000
取締役 副社長	—	小野寺 泰	昭和24年11月3日	昭和49年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成26年4月 東急不動産株式会社入社 東急リゾート株式会社入社 代表取締役社長 株式会社東急スポーツオアシス入社 代表取締役社長 当社入社 取締役副社長(現任)	(注)3	—
専務取締役	管理本部長 兼総務部長	堀 幹千代	昭和36年4月9日	昭和59年4月 平成11年4月 平成13年2月 平成23年4月 平成26年4月 平成28年3月 平成28年4月 平成29年3月 平成29年4月 三井鉱山株式会社入社 株式会社SANKYO入社 日本アドバンスカードシステム株式 会社入社 (現 日本ゲームカード株式会社) 株式会社ゲームカード・ジョイコホー ルディングス 取締役 日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長 就任 当社入社 管理部長 取締役管理本部長 専務取締役管理本部長 専務取締役管理本部長 兼総務部長(現任)	(注)3	—
常務取締役	営業本部長	九谷田登志恵	昭和34年3月28日	昭和52年4月 昭和62年2月 平成2年2月 平成5年4月 平成24年4月 平成28年4月 株式会社帝人パビリオ入社 株式会社ミタホーム入社 丸和実業株式会社入社 有限会社まつ里設立 代表取締役 当社入社 取締役 常務取締役営業本部長(現任)	(注)3	210,000
取締役	業務監理 本部長 兼管理部長	宇井 裕希乃	昭和48年4月27日	平成4年4月 平成8年10月 平成9年6月 平成12年12月 平成28年4月 平成29年1月 水口病院入職 有限会社まつ里入社 高栄保安株式会社入社 当社入社 取締役 取締役社長室長 取締役業務監理本部長(現任) 兼管理部長	(注)3	246,000
取締役	財務・経理 部長	石井 康彦	昭和37年11月7日	昭和62年4月 平成11年10月 平成15年1月 平成16年12月 平成18年4月 平成18年12月 平成20年8月 平成22年11月 平成25年9月 平成29年4月 平成29年4月 昭和リース株式会社入社 中央監査法人入所 優成監査法人入所 イーラックス株式会社入社 株式会社ゼンテック・テクノロジー・ ジャパン入社 同社退職 株式会社ウインライト入社 ウェルネット株式会社入社 株式会社ユニックス入社 当社入社 財務経理部長 取締役財務経理部長(現任)	(注)3	—
取締役 (社外)	—	神崎 行哉	昭和22年9月3日	昭和46年4月 平成8年4月 平成12年4月 平成14年1月 平成23年3月 平成29年10月 平成29年4月 伊藤忠商事株式会社入社 東日本フレッシュベーカー株式会社 入社 代表取締役社長 伊藤忠米国会社入社 副社長 伊藤忠フレッシュ株式会社入社 代表取締役社長 イセデリカ株式会社入社 代表取締役社長 同社相談役 就任(現任) 当社 社外取締役(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	橋本 秀雄	昭和13年10月6日	昭和37年4月 安宅産業株式会社入社 (現 伊藤忠商事株式会社) 昭和59年4月 米久株式会社入社 常務取締役 昭和61年5月 同社 専務取締役 就任 平成4年2月 Y.I Properties Inc., 社長兼務 就任 (現Yonekyu USA INC.,) 平成9年8月 チムニー株式会社 社外取締役 平成20年5月 Yonekyu USA Inc., 入社 社長 平成21年9月 Distinctive Foods LLC入社 日本代表アドバイザー 平成28年1月 当社入社 常勤監査役(現任)	(注)4	—
監査役 (社外)	—	中田 秀幸	昭和26年10月9日	昭和48年4月 株式会社丸菱総業入社 昭和50年5月 石原税務会計事務所入所 昭和59年4月 中田会計事務所設立(現任) 平成28年8月 当社入社 社外監査役(現任)	(注)4	—
監査役 (社外)	—	土居 明史	昭和46年5月12日	平成9年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 平成18年9月 シティア公認会計士共同事務所入所 (現任) 平成19年2月 株式会社オーベン社外監査役 平成22年5月 株式会社エイゾン・パートナーズ入社 代表パートナー(現任) 平成29年4月 当社入社 社外監査役(現任)	(注)4	—
監査役 (社外)	—	石田 敦信	昭和47年11月25日	平成6年10月 青山監査法人入所 平成11年10月 中央監査法人入所 平成12年7月 株式会社エスプール 平成16年10月 同社執行役員経営企画室長 平成19年6月 トキウユニテッドパートナーズLLP パートナー(現任) 平成19年6月 株式会社トキウフィナンシャルアドバイザー代表取締役(現任) 平成29年12月 当社入社 社外監査役(現任)	(注)5	—
計						1,728,000

- (注) 1. 取締役 神崎行哉は、社外取締役であります。
2. 監査役 中田秀幸、土居明史及び石田敦信は社外監査役であります。
3. 平成29年6月15日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成29年6月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成29年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

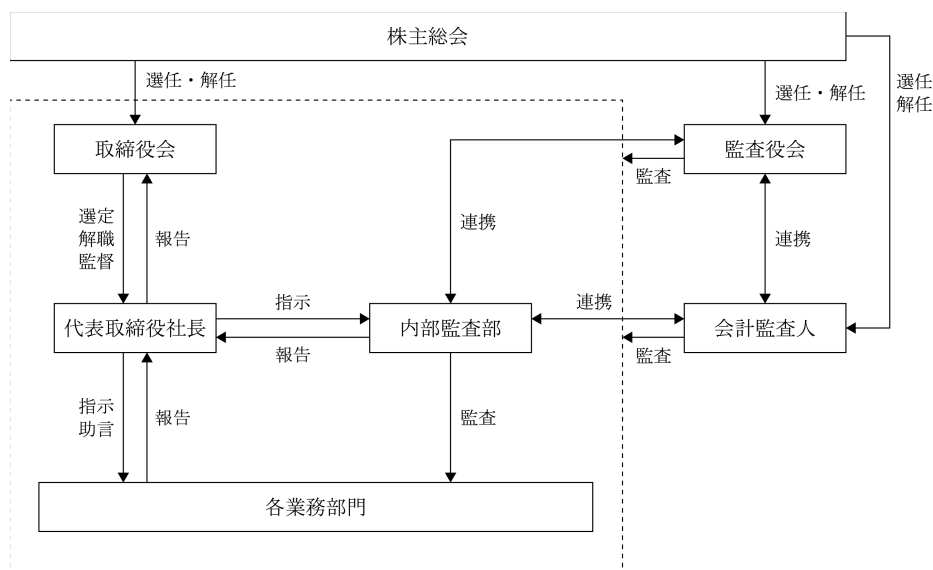
当社は、事業活動を通じて企業価値の向上と株主への利益還元を図り、ステークホルダーに対して説明責任を果たすため、経営の透明性、コンプライアンスを確保することが信頼維持の基本であることを認識し、業務執行における監視体制の整備をすすめ、適切な情報開示等を行ってまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。



・取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち社外取締役1名)で構成し、監査役4名(うち社外監査役3名)の出席の下、原則月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の重要な経営方針の決定、業務執行の監督、業務執行状況の報告等を行っております。また、各取締役との間では、活発な議論及び意見交換がなされ、また監査役も適宜意見を述べております。尚、当社では、社外取締役1名を独立性を有するものとして、独立役員に指定する予定です。

・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名の他、社外監査役3名の4名で構成されております。監査役会は、原則月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。当社では、各監査役が公正かつ客観的視点をもって、実態を正確に把握し、予防監査の視点から各種リスク発生の未然防止・危機対応の体制整備に向けて、法令・諸ルール遵守等のコンプライアンスの徹底を図り、一層の監査機能の充実に注力することにより、企業の健全な発展が実現するものと考えております。また、常勤監査役は、取締役会とはもとより、その他重要会議にも参加し、日々、取締役の執務状況をチェックしております。尚、当社では、社外監査役3名を独立性を有するものとして、独立役員に指定する予定です。

・会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けており、適時適切な監査が実施されております。

・内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査部（専任者1名で構成）が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び社内規程の遵守の観点に基づき適切な指導を行うとともに、監査役と緊密な連携を保ち、活発なコミュニケーションを図ることにより、効率的かつ効果的な監査になるよう努めております。

ロ、内部統制システム、リスク管理を確保するための体制の整備の状況

当社は、経営が誰のために行われているのかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公平性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制強化を図るために、内部統制システムの構築・運用に関する以下の基本方針を取締役会決議により定めております。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し、必要に応じて修正するものとする。

- i 取締役会並びに各種会議の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監査体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。
- ii 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監査体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。
- iii 取締役会及び各種会議の報告事項・決議事項については、経営環境に合わせて適宜見直すこととする。
- iv 稟議書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書保管管理規程等に定める。

・当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（危機が健在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- i 経営企画部における事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。
- ii 当社は、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的に危機管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。
- iii 当社は、危機管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。
- iv 当社は、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。
- v モニタリング結果に関する取締役会への報告体制を構築する。

・当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- i 当社の事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。
- ii 当社の役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧表及び各種業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合わせて規程のメンテナンスを行うものとする。
- iii 当社の事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。

iv 当社の取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

・当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社のコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- i 当社における行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングするリスク管理委員会を設置する。当委員会は当社社長直属とし、当社管理本部長を委員長とする。
- ii コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社のコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況をリスク管理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。

・監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- i 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部は監査役監査に全面的に協力するものとする。
- ii 監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに責任者を配置するものとする。

・監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

- i 監査役会の依頼に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。
- ii 監査役を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- i 監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べるができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。
- ii 役職員は、監査役に以下の内容を含む重要事項を定期的に報告しなければならない。

- ・内部監査結果
- ・予算統制結果
- ・コンプライアンス体制の運用結果
- ・リスク管理体制の運用結果
- ・外部からのフィードバック情報
- ・会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書

iii 当社の取締役・監査役及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。

- ・当社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容

iv 当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i 当社は、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ii 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。

- i 監査役監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役監査の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。
- ii 監査役会と各取締役は定期的に意見交換の場を設定するものとする。

ハ、取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等を除く取締役および監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法定が定める額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

② 内部監査及び監査役監査

監査役は、会計監査人による監査計画、監査実施状況及び監査結果について四半期ごとに報告を受け、その相当性を評価するとともに会計監査人との積極的な情報交換等を行うことにより、有用な情報や意見等を監査役監査に最大限活用し、より一層効率的かつ効果的な監査に努めております。

また、監査役は、当社の内部監査部門である内部監査部(専任1名)と緊密な連携を保ち、内部監査部が実施した監査結果を必要に応じて活用するとともに、常に積極的に情報交換を行い、活発なコミュニケーションを図ることにより、監査役監査と内部監査の両者が効率的かつ効果的な監査になるよう努めております。常勤監査役は、毎月内部監査より内部監査の結果及び改善内容等についての詳細な説明を受け、必要に応じてその内容を監査役会にて報告する等、両者はお互いに独立性を保持しつつ、積極的な連携に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、コーポレート・ガバナンスの強化は必要であると認識しており、会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たすことに加え、東京証券取引所が定める「独立性基準」に準じて独立性の判断を行なっております。また、高い見識に基づき当社の経営を実質的に監視・監督できる者を選任することにより、経営への監視機能を強化しております。社外取締役及び社外監査役の選任において、当該候補者が当社の取引先や株主である企業の業務執行者である場合、当社と当該企業等との現在における取引全体額に占めるウェイト、発行済株式総数に占める当該企業等の持株比率等を勘案しつつ、当社との特別な利害関係及び一般株主との利益相反が生じらぬおそれの有無を判断しております。

神崎行哉は、現在食品業界の他社において相談役を務めております。業界での永年の経験から、広い識見と経験を有しており、適切な助言をいただけることから社外取締役に選任しております。また、中田秀幸、土居明史および石田敦信につきましては、それぞれ税理士、公認会計士として、数多くの企業へのアドバイスを業として行なっており、当社経営の監視や適切な助言を期待できることから社外監査役に選任しております。

以上のように、社外取締役及び社外監査役については、当社との特別な利害関係はありません。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(平成29年1月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,700	80,700	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	150	150	—	—	—	1

(注) 前③の項目における社外取締役および社外監査役の員数は本書届出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの総報酬額の範囲内において決定しております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員 早稲田宏、高橋篤史であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他3名であります。

なお、継続監査年数については、全員7年以内であります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、資本政策の遂行にあたり必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行えるようにすることを目的にしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,000	—	10,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を基に総合的に勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年2月1日から平成28年1月31日まで)及び当事業年度(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年8月1日から平成29年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年2月1日から平成29年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,461	138,125
売掛金	11,047	11,323
営業未収入金	※1 83,986	※1 86,637
未収入金	2,490	2,815
前払費用	11,360	8,821
繰延税金資産	17,236	1,247
貸倒引当金	△143	△443
流動資産合計	169,440	248,526
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 3,678	※2 3,010
工具、器具及び備品（純額）	※2 4,857	※2 3,565
有形固定資産合計	8,536	6,576
無形固定資産		
ソフトウェア	450	291
無形固定資産合計	450	291
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,241	—
敷金及び保証金	62,386	61,911
投資その他の資産合計	63,628	61,911
固定資産合計	72,615	68,779
資産合計	242,055	317,305

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	30,000	30,000
未払金	2,370	2,998
営業未払金	※1 80,336	※1 82,337
未払費用	10,956	11,821
未払法人税等	110	1,933
未払消費税等	6,219	15,777
前受金	32,157	61,051
預り金	6,697	7,723
ポイント引当金	2,948	1,690
流動負債合計	171,796	215,331
負債合計	171,796	215,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金		
資本準備金	2,162	2,162
資本剰余金合計	2,162	2,162
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,096	39,810
利益剰余金合計	8,096	39,810
株主資本合計	70,258	101,973
純資産合計	70,258	101,973
負債純資産合計	242,055	317,305

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	245,994
売掛金	14,266
営業未収入金	83,492
その他	12,372
貸倒引当金	△1,331
流動資産合計	354,793
固定資産	
有形固定資産	5,394
無形固定資産	172
投資その他の資産	
敷金及び保証金	61,106
投資その他の資産合計	61,106
固定資産合計	66,673
資産合計	421,467
負債の部	
流動負債	
短期借入金	30,000
営業未払金	80,092
前受金	57,361
ポイント引当金	2,648
未払法人税等	28,872
その他	62,076
流動負債合計	261,052
負債合計	261,052
純資産の部	
株主資本	
資本金	60,000
資本剰余金	2,162
利益剰余金	98,252
株主資本合計	160,415
純資産合計	160,415
負債純資産合計	421,467

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月 31日)
営業収益	427,596	532,109
営業費用	※1 447,315	※1 479,321
営業利益又は営業損失 (△)	△19,719	52,788
営業外収益		
受取利息	66	21
助成金収入	—	400
その他	336	40
営業外収益合計	403	461
営業外費用		
支払利息	214	368
その他	3	1
営業外費用合計	218	369
経常利益又は経常損失 (△)	△19,534	52,880
特別損失		
和解金	—	※2 2,000
特別損失合計	—	2,000
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△19,534	50,880
法人税、住民税及び事業税	202	1,934
法人税等調整額	△6,451	17,231
法人税等合計	△6,249	19,165
当期純利益又は当期純損失 (△)	△13,284	31,714

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年10月31日)
営業収益	448,296
営業費用	359,773
営業利益	88,523
営業外収益	
受取利息	5
その他	50
営業外収益合計	56
営業外費用	
支払利息	294
その他	4
営業外費用合計	298
経常利益	88,281
税引前四半期純利益	88,281
法人税、住民税及び事業税	29,840
法人税等合計	29,840
四半期純利益	58,441

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000	2,000	2,000	21,380	21,380	43,380	43,380
当期変動額							
新株の発行	40,000	162	162			40,162	40,162
当期純損失(△)				△13,284	△13,284	△13,284	△13,284
当期変動額合計	40,000	162	162	△13,284	△13,284	26,878	26,878
当期末残高	60,000	2,162	2,162	8,096	8,096	70,258	70,258

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	60,000	2,162	2,162	8,096	8,096	70,258	70,258
当期変動額							
当期純利益				31,714	31,714	31,714	31,714
当期変動額合計	—	—	—	31,714	31,714	31,714	31,714
当期末残高	60,000	2,162	2,162	39,810	39,810	101,973	101,973

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△19,534	50,880
減価償却費	1,643	2,119
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△83	300
受取利息	△66	△21
支払利息	214	368
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,297	△276
営業未収入金の増減額 (△は増加)	△21,635	△2,650
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,471	△1,258
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,463	3,286
前受金の増減額 (△は減少)	12,249	28,894
預り金の増減額 (△は減少)	—	1,025
営業未払金の増減額 (△は減少)	21,635	2,000
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,819	9,557
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2,376	1,493
小計	△15,062	95,718
利息の受取額	66	21
利息の支払額	△226	△366
法人税等の支払額	△409	△111
営業活動によるキャッシュ・フロー	△15,631	95,261
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	1,500	—
定期預金の預入による支出	—	△30,002
有形固定資産の取得による支出	△4,344	—
貸付金の回収による収入	9,200	—
その他の支出	—	△598
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,355	△30,600
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△53,000	—
株式の発行による収入	40,162	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,162	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,886	64,660
現金及び現金同等物の期首残高	23,075	30,961
現金及び現金同等物の期末残高	※ 30,961	※ 95,622

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販促促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

また、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、卸・即売市場の決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当期の損益に与える影響はありません。

(未適用の会計基準)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年2月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成30年1月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表への影響はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成30年1月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

- ※1 営業未収入金は当社が仲介している取引の売買代金の内、回収代行業者から当社へ振り込まれる予定のものとあります。営業未払金は、営業未収入金の内、売り手に支払われる予定のものとあります。

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
営業未収入金	83,986千円	86,637千円
営業未払金	80,336千円	82,337千円

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,873千円	7,833千円

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度58%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度42%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
役員報酬	69,000千円	84,450千円
給料及び手当	184,181千円	204,252千円
地代家賃	63,448千円	63,672千円
減価償却費	1,643千円	2,119千円
貸倒引当金繰入額	△83千円	354千円
ポイント引当金繰入額	2,948千円	1,456千円

- ※2 和解金

当社の元従業員より提訴を受け、係争中でありました損害賠償請求訴訟の和解金であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400	264	—	664

(変動事由の概要)

平成27年4月17日取締役会決議による増資により132株増加しております。

平成27年10月29日取締役会決議による増資により132株増加しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	664	995,336	—	996,000

(変動事由の概要)

平成29年1月4日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
現金及び預金勘定	43,461千円	138,125千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△12,500 "	△42,502 "
現金及び現金同等物	30,961千円	95,622千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、営業債務や借入金等の金銭債務は流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	43,461	43,461	—
(2) 売掛金	11,047		—
貸倒引当金 (※1)	△143		—
	10,904	10,904	—
(3) 営業未収入金	83,986	83,986	—
(4) 未収入金	2,490	2,490	—
(5) 敷金及び保証金 (※2)	49,705	49,516	△188
資産計	190,548	190,359	△188
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	2,370	2,370	—
(3) 営業未払金	80,336	80,336	—
(4) 未払費用	10,956	10,956	—
(5) 未払法人税等	110	110	—
(6) 未払消費税等	6,219	6,219	—
(7) 預り金	6,697	6,697	—
負債計	136,690	136,690	—

- (※1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金及び(4) 未収入金
これらはすべて短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 営業未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等及び(7) 預り金
これらはすべて短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	43,461	—	—	—
売掛金	11,047	—	—	—
営業未収入金	83,986	—	—	—
未収入金	2,490	—	—	—
合計	140,986	—	—	—

(注3) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
合計	30,000	—	—	—	—	—

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、営業債務や借入金等の金銭債務は流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	138,125	138,125	—
(2) 売掛金	11,323		—
貸倒引当金 (※1)	△443		—
	10,879	10,879	—
(3) 営業未収入金	86,637	86,637	—
(4) 未収入金	2,815	2,815	—
(5) 敷金及び保証金 (※2)	50,303	50,177	△126
資産計	288,761	288,634	△126
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	2,998	2,998	—
(3) 営業未払金	82,337	82,337	—
(4) 未払費用	11,821	11,821	—
(5) 未払法人税等	1,933	1,933	—
(6) 未払消費税等	15,777	15,777	—
(7) 預り金	7,723	7,723	—
負債計	152,590	152,590	—

- (※1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金及び(4) 未収入金
これらはすべて短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 営業未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等及び(7) 預り金
これらはすべて短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	138,125	—	—	—
売掛金	11,323	—	—	—
営業未収入金	86,637	—	—	—
未収入金	2,815	—	—	—
合計	238,901	—	—	—

(注3) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
合計	30,000	—	—	—	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	1,042千円
資産除去債務	1,208 "
フリーレント家賃	484 "
繰越欠損金(一年内解消予定部分)	15,709 "
その他	294 "
繰延税金資産小計	18,740千円
評価性引当額	△261 "
繰延税金資産合計	18,478千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.36%から、平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.33%、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.8%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.36%から、平成29年2月1日に開始する事業年度及び平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.80%、平成31年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.59%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

当事業年度(平成29年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
繰延税金資産	
未払費用	675千円
ポイント引当金	571 〃
資産除去債務	1,508 〃
その他	106 〃
繰延税金資産小計	2,862千円
評価性引当額	△1,615 〃
繰延税金資産合計	1,247千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	34.33%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%
住民税均等割等	0.39%
評価性引当金の増減	0.72%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.97%
その他	0.77%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.67%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年2月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.36%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年2月1日から平成31年1月31日までのものは33.80%、平成31年2月1日以降のものについては33.59%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社は本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務について、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上しております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当社は本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務について、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社は、インターネットマーケットプレイス事業のみの単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当社は、インターネットマーケットプレイス事業のみの単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	村橋 純雄	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接78.9	債務被保 証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)2	30,000	—	—
役員及び 主要株主	村橋 純雄	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接78.9	債務被保 証	本社事務 所家賃 (注)3	5,411	—	—
役員及び 主要株主	村橋 純雄	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接78.9	資金の借 入	資金の借 入 (注)4	15,000	短期借入 金	—
							資金の返 済 (注)4	15,000	短期借入 金	—
役員及び 主要株主	村橋 純雄	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接78.9	増資の引 受	増資の引 受 (注)5	40,000	—	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 借入に対する債務被保証は、当社の借入に対するものであり、取引金額は期末残高であります。
 なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。
 3. 本社事務所家賃の支払額(前払費用)に対して保証するものであります。
 4. 資金の借入は運転資金として借り入れております。なお、短期的な借入であるため利息は発生しておりません。
 5. 当社が行った第三者割当を引き受けたものであります。増資の引受につきましては、第三者の算定した評価額に基づき決定しております。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	村橋 純雄	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接63.9	債務被保 証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)2	30,000	—	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 借入に対する債務被保証は、当社の借入に対するものであり、取引金額は期末残高であります。
 なお、債務被保証に対する保証料は支払っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
1株当たり純資産額	35.27円	51.19円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△8.32円	15.92円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月31日付で、普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△13,284	31,714
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△13,284	31,714
普通株式の期中平均株式数(株)	1,597,085	1,992,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年 1月31日)	当事業年度 (平成29年 1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	70,258	101,973
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	70,258	101,973
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,992,000	1,992,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(株式分割)

当社は平成29年3月15日開催の取締役会において平成29年3月31日付で、株式分割を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資金額を引き下げるためであります。

2. 株式分割の概要

(1) 平成29年3月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	996,000株
今回の分割により増加する株式数	996,000株
株式分割後の発行済株式総数	1,992,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,000,000株

(3) 分割の日程

基準日	平成29年3月30日
効力発生日	平成29年3月31日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものとして仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
(税金費用の計算) 税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第3四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
減価償却費	1,300千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

当社はインターネットマーケットプレイス事業のみの単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額	29円34銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	58,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	58,441
普通株式の期中平均株式数(株)	1,992,000

- (注) 1. 当社は平成29年3月31日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,956	—	—	4,956	1,946	668	3,010
工具、器具及び備品	9,452	—	—	9,452	5,887	1,291	3,565
有形固定資産計	14,409	—	—	14,409	7,833	1,960	6,576
無形固定資産							
ソフトウェア	795	—	—	795	503	159	291
無形固定資産計	795	—	—	795	503	159	291

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	0.88	—
合計	30,000	30,000	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	143	365	—	64	443
ポイント引当金	2,948	1,456	2,715	—	1,690

(注) 1. 貸倒引当金の当期増加額は当期計上額であり、当期減少額(その他)は、債権の回収による戻入額によるものであります。

2. ポイント引当金の当期増加額は、見積もった当期末引当金の差額補充によるものであり、当期減少額は、ポイントの払い戻しにともなう取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	32
預金	
普通預金	95,589
定期積金	42,502
小計	138,092
合計	138,125

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ヤマトフィナンシャル株式会社	7,089
ソニーペイメントサービス株式会社	2,742
佐川フィナンシャル株式会社	139
株式会社ライスカンパニー東北	54
株式会社コシケン	54
その他41社	1,244
合計	11,323

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
11,047	155,155	154,879	11,323	93.2	26

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 営業未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ヤマトフィナンシャル株式会社	52,064
ソニーペイメントサービス株式会社	34,572
合計	86,637

② 流動負債

イ 短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	30,000
合計	30,000

ロ 営業未払金

区分	金額(千円)
ヤマトフィナンシャル株式会社	47,764
ソニーペイメントサービス株式会社	34,572
合計	82,337

ハ 前受金

区分	金額(千円)
株式会社肉の大塚	1,960
株式会社富田商店	977
株式会社ワールドトレーディング	964
信州セキュアフーズ株式会社	761
株式会社山源北部	761
その他442件	55,625
合計	61,051

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.m-mart.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新規予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年12月14日	村橋 純雄	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 当社代表取締役)	九谷田登志恵	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 当社取締役)	50	3,077,750 (61,555)	役員に対するインセンティブ付与のため
平成28年12月14日	村橋 純雄	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 当社代表取締役)	宇井裕希乃	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 当社取締役)	50	3,077,750 (61,555)	役員に対するインセンティブ付与のため
平成29年8月18日	村橋 純雄	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 当社代表取締役)	合同会社エムホールディングス 村橋 純雄	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名, 役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)	398,000	14,726,000 (37)	資産管理会社への譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。
5. 平成28年12月15日開催の取締役会決議において平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月15日開催の取締役会決議において平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成27年4月22日	平成27年11月12日
種類	普通株式	普通株式
発行数	132株	132株
発行価格	152,132円	152,132円
資本組入額	151,515円	151,515円
発行価額の総額	20,081,424円	20,081,424円
資本組入額の総額	20,000,000円	20,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年1月31日であります。
2. 安定株主との関係強化及び当社資金面での安定化を図ることを目的としたもので、発行価格は、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
村橋 純雄	東京都新宿区	会社役員	132	20,081,424 (152,132)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役)

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
村橋 純雄	東京都新宿区	会社役員	132	20,081,424 (152,132)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
村橋 純雄 (注) 1、2	東京都新宿区	874,000	43.9
合同会社エムホールディングス (注) 1、6	東京都新宿区西新宿七丁目7番19-1805号	398,000	20.0
宇井 裕希乃 (注) 1、3	東京都新宿区	246,000	12.3
丸谷田 登志恵 (注) 1、3	東京都新宿区	210,000	10.5
村橋 伸繁 (注) 1、5、7	東京都新宿区	120,000	6.0
村橋 勝子 (注) 1、4	東京都新宿区	120,000	6.0
相地 朱美 (注) 1、7	東京都北区	24,000	1.2
計	—	1,992,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 3. 特別利害関係者等 (当社取締役)
 4. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の配偶者)
 5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族)
 6. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
 7. 当社従業員
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 1月12日

株式会社Mマート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Mマートの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Mマートの平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 1月12日

株式会社Mマート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Mマートの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Mマートの平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 1月12日

株式会社Mマート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Mマートの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年8月1日から平成29年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年2月1日から平成29年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Mマートの平成29年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

Markt

業務用食材卸売市場